8　特定仮換地等に対応する従前の土地が被災共用土地である場合において、令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を被災共用土地とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、「第一項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第六項（第七項において準用する場合を含む。）」の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

9　特定仮換地等に対応する従前の土地が特定被災共用土地である場合において、令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を特定被災共用土地とみなして、第四項の規定を適用する。この場合において、同項中「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とする。

10　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十七条第六号イの表⑵中「当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について」を「当該土地が令和七年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和八年改正前の地方税法」という。）」に改め、同号ロの表⑵中「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「令和七年度分の固定資産税について令和八年改正前の地方税法」に改める。

附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十一項及び第四十四項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項及び同条第六項の表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十一項及び第四十四項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項中「附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十一項及び第四十四項」を「附則第十五条第八項、第十五項、第十八項、第三十項から第三十二項まで、第三十五項、第三十六項、第四十項及び第四十三項」に改める。

附則第十八条の三第二項第三号ロ及び第四項第三号ロ中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和八年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十一条の二第一項第二号イ中「について」の下に「令和八年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「令和七年度分の固定資産税について」の下に「令和八年改正前の地方税法」を加え、同項第三号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第四号の項中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和八年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十五条の三第二項第三号ロ及び第四項第三号ロ中「固定資産税について」の下に「令和八年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十七条の四の二第一項第二号イ中「について」の下に「令和八年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「令和七年度分の固定資産税について」の下に「令和八年改正前の地方税法」を加え、同項第三号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第四号の項中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和八年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十九条の九から第二十九条の十八までを削る。

附則第三十条の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「第四百四十六条第一項第一号に規定する電気軽自動車」を「電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないもの」に、「同条第一項第二号に規定する天然ガス軽自動車」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるもの」に、「次項第二号」を「同項第二号」に、「第四百四十四条第三項に規定する」を「道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による」に、「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、「の種別割」を削り、「第四百六十三条の十五第一項」を「第四百四十八条第一項」に改め、同条第二項中「第四百六十三条の十五第一項」を「第四百四十八条第一項」に、「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第二号中「第四百四十六条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項において「排出ガス保安基準」という。）」に、「同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準」を「同条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に改め、同条第三項中「第四百四十六条第一項第三号に規定する」を削り、「以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という」を「ガソリンを内燃機関の燃料として用いる軽自動車をいう。以下この項において同じ」に、「同号イ⑴(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）」を「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に、「同号イ⑴(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）」を「同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に、「エネルギー消費効率（次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び次条第一項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの」に、「同号イ⑶に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）」を「基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの」に、「第四百六十三条の十五第一項」を「第四百四十八条第一項」に、「令和四年四月一日」を「令和七年四月一日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和八年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第四項を削る。

附則第三十条の二の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「の種別割」を削り、「から第四項まで」を「又は第三項」に改め、同条第二項中「の種別割」を削り、「第四百六十三条の十七」を「第四百五十条」に、「第四百六十三条の十九から第四百六十三条の二十一まで」を「第四百五十二条から第四百五十四条まで」に改め、同条第三項中「の種別割」を削り、同条第四項中「第四百六十三条の二十四第一項」を「第四百五十七条第一項」に、「この款」を「この条、次条第一項及び第四百六十条」に改め、「の種別割」を削り、同条第五項及び第六項中「の種別割」を削る。

附則第三十三条第五項中「第三条第一項の規定による承認を受けた同法」を削り、「同法第三条第一項の承認に係る」を「令和十年三月三十一日までに同法第三条第一項の規定による承認を受けた」を削り、「同法第五条第一項の承認に係る」を「同日までに同法第五条第一項の規定による承認を受けた」に、「令和八年三月三十一日までに終了する事業年度分」を「同法第三条第一項又は第五条第一項の規定による承認を受けた日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで」に、「令和七年分」を「同法第三条第一項又は第五条第一項の規定による承認を受けた日から五年を経過する日の属する年分」に改める。